

●香川県告示第161号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

平成22年4月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区分	河川名		変更 河川名	区 間			
	本流	支流		上流端	下流端	延長	摘要
変更	旧	詰田川	宮川	左岸	高松市木太町字平塚 1番地先	詰田川合流 点に至る	2,603 メートル
				右岸	高松市木太町字平塚 188番地先		
	新	詰田川	宮川	左岸	高松市木太町5111番 16地先	詰田川合流 点に至る	2,603 メートル
				右岸	高松市木太町字平塚 188番1地先		